

# 介護保険を利用した住宅改修をするために

## 1. 対象者

介護保険の要介護・要支援認定を受けている方で、在宅生活を送られている方が対象となります。入院・入所中で、退院・退所に備えて工事を行いたい場合は、あらかじめその旨をご相談ください。また、被保険者証の住所地と居住地が異なる場合（親類の家に身を寄せている等）は対象となりませんのでご注意ください。

## 2. 対象工事

(1) 手すりの取付け	転倒の予防や移動の円滑化のために、廊下や階段、トイレや浴室に取り付けるものです。 工事を伴わない手すりは対象外となります。
(2) 段差の解消	敷居の撤去や、スロープの設置、床のかさ上げ等が対象となります。 置くだけのスロープ・すのこ、また動力を使った段差解消機の設置は対象外です。
(3) 床材等の変更	滑り防止や移動を円滑にするため、畳・タイル等の滑りやすい素材から、板張り・ビニール系等の滑りにくい材質に変更するものです。 工事を伴わない、マットや絨毯をひくことは対象となりません。
(4) 引き戸等への扉の取替え	開き戸を、引き戸や折れ戸に取り替えることができます。ドアノブの変更、戸車の設置、開きの向きを変更すること等も可能です。
(5) 洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器等へ変更することができます。 電気工事や、非水洗から水洗への工事は対象となりません。
(6) その他付帯して必要となる工事	上記の工事に伴い必要となる、補強や補修、給排水設備工事が対象となります。

### 3. 手順

#### ①相談

現在困っていること、不安に感じていることをケアマネジャーに伝え、どのような住宅改修が適切であるか、ケアマネジャーとよく相談しましょう。希望する工事内容が介護保険給付対象のものかどうか、利用者の身体状況にあったものかどうか、よく確認することも必要です。手すりや段差解消などは設置箇所を誤るとかえって危険なものとなりかねません。施工業者、ケアマネジャーとしっかり工事内容の確認をしましょう。老朽化が原因の改修や、リフォームと区別がつかないもの等、認められない事例もあるので、確認をしましょう。

また、施工業者によって金額の幅がありますので、1社のみでなく複数業者に見積もりを依頼すると良いでしょう。

#### ②事前申請

市役所長寿課に事前申請の書類を提出します。

##### ●住宅改修が必要な理由書

標準様式を使用し、担当ケアマネジャーに作成を依頼します。

##### ●工事見積書(施工業者の独自様式でかまいません。)

材料と取付け費は適切に区別してください。

材料は、素材や長さ・面積や数量を明記してください。

(例えば、各手すりの長さや踏み台のサイズなどは明確にしてください。)

一式・雑費という記入は極力避けてください。

##### ●着工前の写真

該当箇所から近すぎず、遠すぎず、改修箇所の全体がわかるように撮影してください。

該当箇所が広範囲の場合は、複数枚撮影するなどして対応してください。

日付を必ず入れ、段差解消工事を施工する場所にはメジャー等をあててください。

段差解消で床のかさ上げをする場合は、かさ上げする部分がすべて写るように撮影してください。

##### ●平面図

利用者の動線を確認するためなので、概略で結構です。

居室・寝室・トイレ・浴室等の場所はわかるようにしてください。

改修箇所を記入してください。

##### ●住宅の所有者の承諾書(住宅の所有者が本人以外の場合に必要)

賃貸契約の住宅、それ以外の住宅で2種類の様式があります。

該当するものを提出してください。

##### ●介護保険被保険者証(コピーでもかまいません。)

③**施工・完成** 市役所より、事前申請の結果を書面にて通知します。

通知は被保険者の住所に届きます。必ず確認した後で、業者に着工を依頼してください。

通知に記載のある承認日以前に着工した箇所については、支給できません。

④**事後申請** 市役所に事後申請の書類を提出します。

●住宅改修費支給申請書

口座は原則郵便局以外の金融機関で、被保険者名義のものでお願いします。

被保険者名義の口座がない場合は、同居の家族のものにしてください。

●住宅改修に要した費用の領収書

被保険者名義のもので、但し書きは住宅改修費としてください。原本をお持ちください。

●工事内訳書(もしくは請求明細書)

施工業者の独自様式でかまいません。事前申請と内容が異なる場合は必ず提出してください。

●完成後の写真

着工前の写真と同じアングルで、日付を入れて撮影してください。

改修部分がすべて入るように注意してください。

一部切れてしまうようなときは、写真を複数枚撮影するなどに対応してください。

#### 4. 支給金額

同一の住宅について、改修費用のうち20万円を上限として、そのうち最大9割(2割負担の方は8割、3割負担の方は7割)を支給します。

(支給額としては、同一の利用者、同一の住宅について、最高18万円(2割負担の方は16万円、3割負担の方は14万円)となります。)

●領収書記載日時点における負担割合を適用します。

●範囲内であれば、数回に分けて利用することも可能です。

●介護度が著しく悪化した場合は、再度住宅改修費の支給を受けることができます。

●【西尾市独自の助成金】住宅改修費の額が、20万円を超えた場合、西尾市高齢者住宅改修費助成事業実施要綱にさだめる範囲の額において、住宅改修費の助成を受けることができます。

#### 5. その他注意事項

●改修が対象であり、新築・増築は対象とはなりません。

●申請受付後、翌月20日頃指定の口座に振り込みます。

●申請書等の訂正は、訂正印をお願いします。修正液等を使用した訂正は認められません。

●住宅改修は在宅サービスです。ただし、入院中のかたなどで、居宅での生活に向けて住宅改修の申請をすることは特例で認められています。その場合の事後申請は、退院後のみの受付となります。退院されない場合や想定していた身体状況と著しく異なり、改修したものを利用されない場合などは支給することはできません。

●西尾市独自の助成金は、金額にかかわらず利用者に対し1回のみの支給となります。